

## 令和6年度第2回過疎問題懇談会 議事概要

### (開催要領)

1. 開催日時：令和7年2月12日（水）16：00～17：30
2. 場 所：中央合同庁舎2号館地下2階第1・2会議室、オンライン
3. 出席者
  - ・座長：小田切徳美 明治大学農学部教授
  - ・委員：石山 志保 福井県大野市長
  - 井上あい子 ai株式会社代表取締役
  - 上田 泰弘 熊本県美里町長
  - 作野 広和 島根大学教育学部教授
  - 高橋 由和 NPO法人きらりよしじまネットワーク事務局長
  - 筒井 一伸 鳥取大学地域学部地域創造コース教授
  - 沼尾 波子 東洋大学国際学部国際地域学科教授
  - 人羅 格 毎日新聞論説委員
  - 広井 良典 京都大学人と社会の未来研究院教授

### (議事次第)

- 1 開会
- 2 議事
  - (1) 令和5年度の集落支援員活用状況について
  - (2) 集落支援員に関するアンケートの集計結果について
- 3 閉会

### (資料)

- 資料1：令和6年度過疎問題懇談会構成員
- 資料2：令和5年度の集落支援員（専任）の設置状況
- 資料3：集落支援員に関するアンケート調査結果

### (議事概要)

事務局説明後、各委員からコメント。主なコメントは以下のとおり。

#### ○集落支援員の人数・設置団体数について

- ・専任集落支援員の数は2,000人強となっているが、ニーズはもっとあるはずなので、もっと広めたほうがよい。
- ・地域おこし協力隊から集落支援員になるという流れについて、非常にプラスの面いろいろあると思うが、その辺りの評価をどのように整理するか。
- ・過疎市町村率が7割超えの高い県に集落支援員設置を重点的にサポートする必要があるのではないか。

#### ○モデル化について

- ・活動範囲が大小様々であり、複数のモデルを示す必要があるのではないか。

- ・ 集落支援員の活動として、地域が自ら問題を解決することをサポートするという役割や、行政とのつなぎ役となる役割など、いくつかのパターンに分けてモデルを示すことが必要ではないか。

### ○研修について

- ・ 集落支援員にどのようなスキルが求められるかということ、委託側である行政が示し、研修の場を提供する必要がある。また、研修の先の実践を一体として行わなければ、知識はあっても、能力・ノウハウとして蓄積されなくなってしまう。
- ・ 集落支援員と地域おこし協力隊は、制度の設置目的が異なったとしても、研修を切り分ける必要はないのではないかと。目的別に一緒に行ってもよいのではないかと。

### ○活動内容について

- ・ 集落支援員の本来の業務は、集落点検の実施、集落の話し合い、維持・活性化に向けた取組を行うこととあるが、実際は、集落機能の再編等のマネジメントに取り組むというよりは、集落機能の補完をする実働員として活動している方が多いのではないかと。本来の集落支援員の役割の見直し、再定義が必要ではないか。
- ・ 集落支援員の在り方が柔軟であることは評価できるが、本来の集落支援員の役割を業務上果たせているのかについては疑問が残る。
- ・ 社会福祉協議会と似た機能があり、連携が重要。過疎地域は社協も人手不足であるかと思うので、集落支援員の福祉的機能が重要になると考える。
- ・ 集落支援員には傾聴やファシリテーションが重要ということだが、積極的に行政に提言するといった役割も求められるのではないかと。
- ・ 県で集落支援員を導入しているところについて、市と町の境界線で同様の問題が起こっていれば一気に片付けることができることもありうるため、県版の集落支援員を前向きにとらえることができるのではないかと。
- ・ 集落支援員の設立当初である 2008 年頃は地域に体力があり、地域の人たちが主体的に課題解決していくところをサポートするというのが集落支援員の役割だったかと思うが、現在は地域に体力がなく、行政の支援につなぐことが集落支援員の役割となってきたのかもしれない。
- ・ 集落点検とは、目の前の課題を整理して行政に伝達することなのか、将来の人口減少を踏まえた地域のビジョンを点検することなのか、を整理しなければ、自治体は集落支援員の具体的な活用方法が分からないのではないかと。

### ○報償費について

- ・ 週 30~40 時間勤務で、10~20 万程度の報酬で仕事として取り組めるのか。スキルを持った有能な人材がこの額で登用できるのか。
- ・ 地域をマネジメントしたり、行政や企業のつなぎ役となったりするにはそれなりのスキル・ノウハウが必要であり、処遇を見直す必要があるのではないかと。
- ・ コミュニティ団体の事務局長が狩猟免許をとり、集落支援員として鳥獣害対策を行ったとして、その報酬が兼任の集落支援員の年間 40 万円というのは低いと感じる。
- ・ 兼任について、どこまでが報償の対象となる業務なのか整理する必要がある。
- ・ 兼任について、集落点検を手弁当で奉仕的に行っている方に対する報酬としては足りないか。それとも、顔役的な仕事を持った方が役得的に集落支援員を兼任されているような可能性はないか。その実態による側面もあるので、業務評価も難しい面が

ある。

- ・専任の集落支援員の業務内容が曖昧という中で業務評価をどうしていくのか。地域おこし協力隊と異なり任期のない集落支援員であるが、業務を続けてもらうためにも身分保障や、安定性が必要ではないか。

#### ○デジタルツールの活用について

- ・自治会長の代わりのような取組をされている集落支援員もおり、自治会の回覧板を回すのに、デジタルを活用できるようになると便利ではないか。
- ・使えないから駄目だということではないが、リモートミーティングを取り入れることにより、外部からの支援を受けられ、自治体との会議に要する時間も短くできるなど、メリットがあるため、研修を行うなどのデジタルデバインド対策を行っていただきたい。
- ・集落支援員自身がデジタルツールを活用できても、相手となる集落の方々が高齢で使えないとなれば、使う機会がないという状況が生まれるのではないか。
- ・アンケートの結果では「活用できる／できない」ではなく、「活用している／していない」であるため、ミスリードしないよう丁寧に扱う必要があるのではないか。

#### ○そのほか

- ・集落支援員のなり方として、実際に集落支援に近い活動をしている方を集落支援員としてオーソライズして報償費を付与するパターンと、集落支援員をしていただきたい人材に集落支援員の役割を担ってもらうという2パターンが考えられる。後者の方について、例えば福祉に関わられる方や、SSで働く方、郵便局員などが考えられるが、これらの兼任の形について、検討する必要があると考える。